

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（22））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-14-（2））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判・犯罪者処遇等の実務運用の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られ、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。 ・そのため、刑事司法分野については、犯罪予防、捜査・公判、犯罪者の処遇等を効果的に実施するための法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（令和元年6月3日改訂）^{*5} 第2章-2-（3）① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）^{*6} I-10-（2）ii）①イ）官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組 ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）^{*7} 第2章-5-（7）② 治安・司法 ○知的財産推進計画2019（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）^{*8} （附表）「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」-19及び99 ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} II-（1）-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）^{*10} II-B. 4 法律及び司法協力

政策評価実施 予定時期	令和6年8月
----------------	--------

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	2年度～5年度
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値などを分析し、目標達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況（実績）	
元年度	2年度
—	
3年度	4年度

参考指標	年度ごとの実績値							
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国際研修の実施件数（回）	10	11	11	10	集計中			
国際研修への参加人数（人）	193	218	205	180	集計中			
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙1のとおり							
国際会議への参加回数（回）	16	23	26	15	集計中			
国際会議への参加人数（人）	27	34	45	36	集計中			

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）							
		基準年度	2年度～5年度						
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。</p> <p>そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。</p>									
施策の進捗状況（実績）									
元年度					2年度				
—									
3年度					4年度				
参考指標	年度ごとの実績値								
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
国際研修の実施件数（回）	11	16	14	12	集計中				
国際研修への参加人数（人）	162	237	204	175	集計中				
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり								
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	13	16	26	40	集計中				
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	22	31	46	48	集計中				
法制度整備支援に 依頼件数（回）	22	35	21	16	集計中				

関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	派遣件数(回)	23	33	22	15	集計中			
	依頼人数(人)	30	41	28	18	集計中			
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	派遣人数(人)	31	39	29	17	集計中			
	国際専門家会議の開催回数(回)	1	1	1	1	集計中			
国際専門家会議への参加人数(人)	176	164	159	178	集計中				

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度当初 予算額	関連する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進(昭和36年度)	105百万円 (99百万円)	126百万円 (108百万円)	133百万円	147 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。				-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度当初 予算額	関連する 指標
	29年度	30年度	元年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進(平成7年度)	153百万円 (127百万円)	176百万円 (140百万円)	180百万円	184 百万円	2
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。 アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国 				-	

際社会の平和と安全に貢献する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度
	29年度	30年度	元年度	当初予算額
	258百万円 (226百万円)	302百万円 (248百万円)	313百万円	331百万円

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言」（平成20年6月11日～13日東京会議）

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言」（平成20年6月11日～13日東京会議）

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はこの、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略」（令和元年6月3日改訂）

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。」とされている。

*6 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

成長戦略フォローアップにおける鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「人材育成、法制度整備などのソフトインフラ支援を着実に実施する」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

治安・司法等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係

各国と連携しつつ、京都コンGRESS2020を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化」とされている。

*8 「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」とされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」とされている。

*9 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日メコン協力のための東京戦略2018」（平成30年10月9日採択）

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修参加人数		218	205	180	集計中
質問	回答区分※3	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	74.8%(163人)	73.7%(151人)	79.2%(141人)	集計中
	役立った。	24.8%(54人)	26.3%(54人)	19.7%(35人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.5%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	0%(0人)	0%(0人)	2.2%(4人)	集計中
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	72.6%(143人)	70.4%(131人)	77.5%(124人)	集計中
	有益であった。	23.9%(47人)	26.3%(49人)	21.3%(34人)	集計中
	どちらとも言えない。	2.5%(5人)	3.2%(6人)	0%(0人)	集計中
	有益ではなかった。	1.0%(2人)	0.5%(1人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	0%(0人)	0.5%(1人)	2.5%(4人)	集計中
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	75.4%(153人)	70.3%(130人)	66.5%(103人)	集計中
	役立った。	24.1%(49人)	27.6%(51人)	28.4%(44人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.5%(1人)	1.6%(3人)	1.3%(2人)	集計中
	役立たなかった。	0%(0人)	0.5%(1人)	0.6%(1人)	集計中
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	0%(0人)	0.5%(1人)	2.6%(4人)	集計中
アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	74.8%(163人)	78.5%(161人)	78.1%(139人)	集計中
	有益であった。	23.9%(52人)	21.5%(44人)	20.8%(37人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.9%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	有益ではなかった。	0.5%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	0%(0人)	0%(0人)	2.2%(4人)	集計中
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	75.7%(165人)	79.5%(163人)	79.2%(143人)	集計中
	有益であった。	22.9%(50人)	19.0%(39人)	18.0%(32人)	集計中
	どちらとも言えない。	1.4%(3人)	1.5%(3人)	0.6%(1人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	0%(0人)	0%(0人)	2.2%(4人)	集計中

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修参加人数		237	206	176	集計中
アンケート回収数		237	204	174	集計中
アンケート回収率		100.0%	99.0%	98.9%	集計中
質問	回答区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修内容を理解できたか	十分理解できた。	-	-	75.6% (133人)	集計中
	概ね理解できた。	-	-	22.7% (40人)	集計中
	どちらとも言えない。	-	-	0.6% (1人)	集計中
	あまり理解できなかった。	-	-	0% (0人)	集計中
	ほとんど理解できなかった。	-	-	0% (0人)	集計中
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	74.7% (177人)	71.1% (145人)	76.6% (135人)	集計中
	習得できた。	25.3% (60人)	28.9% (59人)	21.0% (37人)	集計中
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	1.1% (2人)	集計中
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
自身又は所属組織の業務に役立つものだったか	すぐに役立つものであった。	-	-	31.3% (55人)	集計中
	応用すれば役立つものであった。	-	-	55.7% (98人)	集計中
	将来的には役立つものであった。	-	-	14.2% (25人)	集計中
	どちらとも言えない。	-	-	0% (0人)	集計中
	将来的にも役立つものではなかった。	-	-	0% (0人)	集計中
	(無回答)	-	-	0.6% (1人)	集計中
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	77.6% (184人)	76.5% (156人)	80.7% (142人)	集計中
	有意義であった。	21.9% (52人)	23.5% (48人)	17.6% (31人)	集計中
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	(無回答)	0.5% (1人)	0% (0人)	0.6% (1人)	集計中

※「自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」については、複数回答している者がいるため、合計人数が異なる。